

省 令

●農林省令第七十三号
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、

植物防疫法施行規則の一部を改正する
省令を次のように定める。

昭和二十九年十二月十六日

農林大臣 河野 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改
正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年
農林省令第七十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六條に次の一項を加える。

2 か穀類(船積貨物に限る。)につい
ては第一号に掲げる港、木材(船積
貨物に限る。)については第二号に掲
げる港も、法第六條第二項の港とす
る。

- 一 堪釜、新潟、伏木、小松島、坂
出、新居浜、細島、三池
- 二 留明、空襲、宮古、堪釜、新潟、
伏木、武豊、和歌山、尾道、境、
小松島、坂出、若松、佐伯

附 則

この省令は、公布の日から施行する。